

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 公共職業安定所の特定業務として、公共職業安定所の庁舎において、その職員が自ら職業紹介等業務を行う窓口に併設する窓口において行う職業紹介、職業指導及びこれらに付随する業務を追加すること。

二 この法律は、公布の日から施行すること。